店舗（那覇市営住宅内）

使用者募集のしおり

申込期間

令和8年11月2日(月)～11月13日(金)

※しおりを最後までよくお読みになり、お申し込みください。

那覇市 まちなみ共創部 市営住宅課

指定管理者 ㈱レキオス

☎ (098)951-3242

【1】応募から入居までの流れ

応募申込	**申込期間：令和8年11月2日（月）～11月13日（金）** 窓口または郵送受付
↓	
抽選番号送付	**11月中旬** 申込者が複数いる部屋についてのみ抽選を実施します
↓	
抽選会	**12月上旬予定**
↓	
決定通知書送付	**12月上旬発送予定** 抽選結果は那覇市ホームページで公開予定です
↓	
入居案内	必要書類を提出いただき、入居資格審査を行います ※期限内に書類提出がないなど、失格となる場合があります
↓	
審査	**令和9年1月頃**
↓	
入居手続き	審査の承認が降りましたら順次入居手続きのご案内を行います
↓	
修繕	必要に応じて部屋の修繕を行います ※水道、排水、ガス設備、電気設備は使用者にて設置
↓	
入居	入居許可書交付及び部屋の鍵の引渡しを行います **入居予定日：令和9年4月1日**

※上記日程は変更となる場合があります。

【２】受付期間　及び　申し込み受付場所

期間　**令和8年11月2日（月）　から　11月13日（金）まで**
（月～金曜日）　午前8時30分　～　午後4時00分

場所　**〒900-8585　那覇市泉崎1丁目1番1号**
那覇市役所　市営住宅課　（那覇市役所本庁8階）
※郵送可（当日消印有効、特定記録をおすすめします）

【３】申し込み資格

店舗の使用および申し込みは、下記の条件を具備していることが必要です。

①那覇市内に住所を有している者であること。
（法人にあっては、那覇市内に本店を有すること。）
②週５日以上かつ１日４時間以上営業を営む者。（営業開始時においては、店舗を開店すること。営業時間中にあっては、来訪者に対応する者が店舗内にいるか、電話やメール等で常時連絡がとれる状態であること。）
③店舗の家賃が納付できると認められる者で連帯保証人がある者。
④市税等を滞納していない者。（市営住宅の家賃も含む）
⑤暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第2条第6号の暴力団員でないこと。

※虚偽の申請や書類不備等があった場合は、申し込みは無効となります。
（店舗使用決定後に発覚した場合でも、許可を取り消す可能性があります。）

【４】申し込み方法

次に掲げる書類を添付のうえお申し込みください。（書類の返却はいたしません。）

①店舗使用申込書（第１号様式）
②営業計画書（第２号様式）
③申し込みをする店舗の業種について、経営上の免許又は資格等を必要とする場合は、それらを証明する書類
④申込者の住民票の写し（申し込み者が法人の場合は商業登記簿謄本）

【5】募集する店舗

市営住宅名	店舗	家賃	共益費	駐車場	面積	建設年度
壺川東	A1棟1号室	16,600円	920円(※)	5,500円	33.5㎡	昭和62年
	A1棟2号室	16,600円			33.5㎡	
	A1棟4号室	20,600円			41.6㎡	
	A1棟5号室	20,600円			41.6㎡	
	A1棟6号室	10,600円			21.5㎡	
	A1棟7号室	10,600円			21.5㎡	
	A1棟9号室	15,100円			30.5㎡	
	B1棟2号室	10,700円	970円(※)		21.6㎡	平成元年

※共益費は年度毎に金額を算定します。
　上記は令和8年度の金額であり、あくまで参考としてください。
※申し込みは１人１戸となります。
※入居前の部屋の内覧はできません。

【6】店舗使用者の決定について

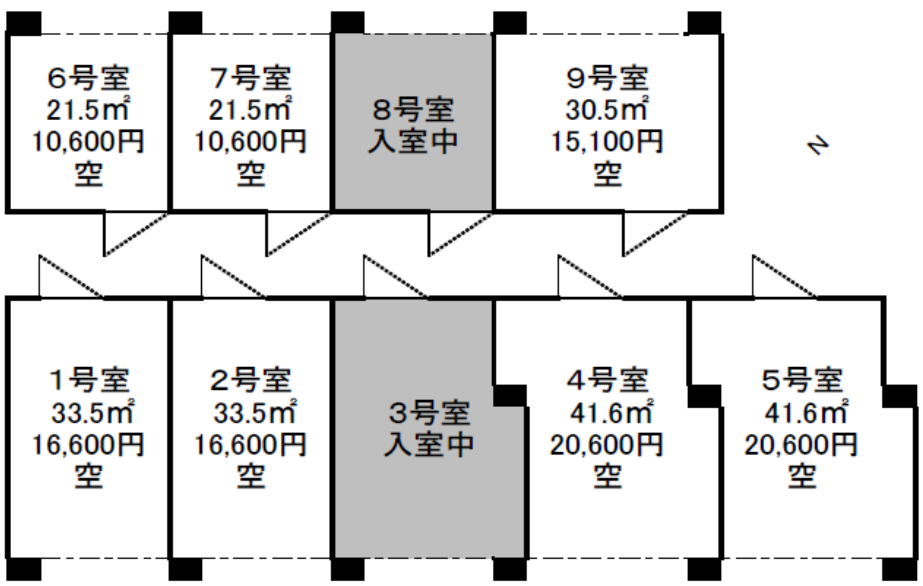
　各部屋につき申込者が複数いる場合は、抽選により使用者を決定します。
（抽選番号は11月上旬発送予定の通知よりご確認ください。）
　立会人の立会いのもと無観客にて抽選を実施し、使用が決定した方へは後日店舗使用決定通知書を発送します。
　なお、抽選結果については那覇市ホームページにて掲載予定です。

※申込者がいなかった部屋については、上記の抽選で漏れた方を対象に再度抽選を行い、順位の高い方から順に入居の希望をお伺いします。
※なお、再抽選の順位についての通知はいたしませんのでご了承ください。

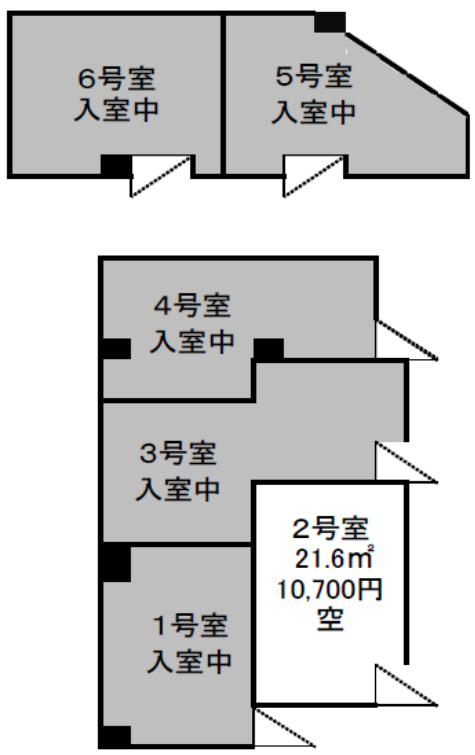


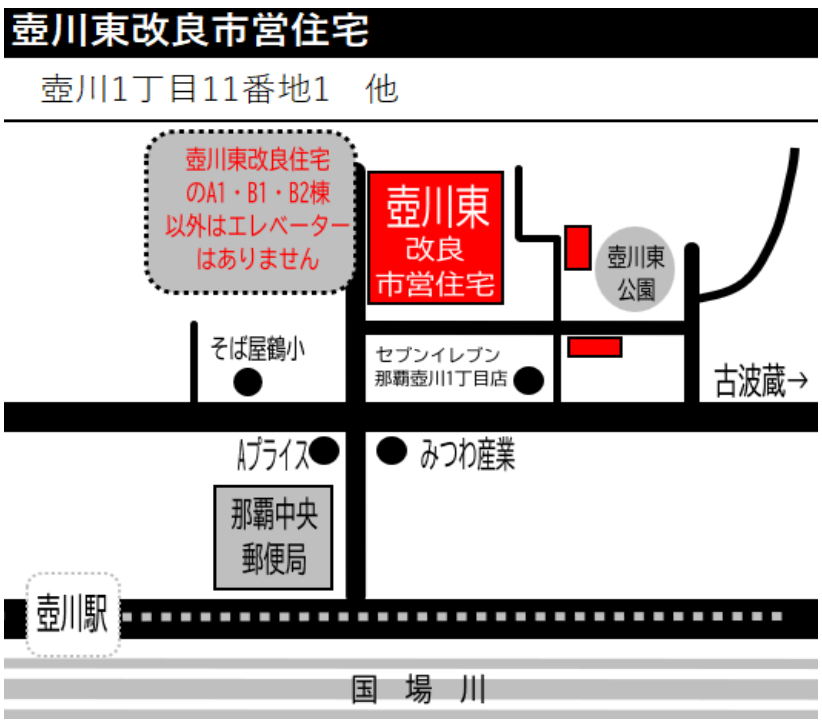
【7】募集する店舗の配置図

【壺川東・A1棟】



【壺川東・B1棟】





壺川東市営住宅店舗の様子は
那覇市HPよりご参照ください。

【8】店舗使用に関する留意事項

１ 店舗は営業のためのものであり、居住の用に供することはできません。

２ 使用手続時には、連帯保証人が1名必要となります。
連帯保証人は次の各号に掲げる要件をすべて具備している者でなければなりません。
①日本国内に住所を有している者
②18歳以上である者
③所得税法上の所得金額がある者

３ 「素地貸付（スケルトン貸し）」となります。

４ 水道、排水、ガス、空調、換気、電気設備は、使用者側にて設置、及び退去時の原状回復が必要となります。また設置の際は、事前に「工事承認申請書」を提出し、市の承認を受けていただきます。

（既設設備について）
①水道、排水、ガス設備：一般住宅台所と同等の配管サイズで、室内引込済。
ガス種別は都市ガス。グリーストラップ・湯沸器はなし。
②換気、空調設備：換気扇なし、空調なし（クーラースリーブ有）
③電灯設備：分電盤（単相３線式 200/100V，主幹30AT）、照明器具
④弱電設備：テレビ端子×1、電話用ジャック×1（壺川東B1棟は空配管）

（工事承認申請について）
⑤躯体への穴あけや斫り等は原則禁止。

５ 店舗内にトイレはありません。（店舗外に共同トイレがあります。）

６ 敷金（家賃の3ヶ月分）を納付していただきます。

７ 毎月の家賃のほかに共益費等が発生します。

８ 家賃は毎月月末までに納付してください。（原則口座振替）

９ 家賃を3ヶ月分以上滞納されますと、店舗を明け渡していただく場合があります。

10 駐車場は市営住宅駐車場区画の状況により、契約できる場合があります。
ただし、来客用の駐車場はありません。

11 店舗使用者は、那覇市住宅条例、同条例施行規則その他の関係法令の決まりを守っていただくことになります。

店舗の業種（参考）

分類	業種
織物、衣服、 見回り品、小売業	呉服、服地小売業、靴、袋物小売業、洋品雑貨、 はきもの小売業、小間物小売業
飲食料品小売業	各種食料品小売業、酒小売業、調味料小売業、 茶小売業、食肉小売業、パン小売業、 米殻類小売業、牛乳小売業 （※今年度は原則飲食店の受付はありません。）
自転車小売業	自転車小売業
什器小売業	金物小売業、陶磁器、ガラス器小売業 家庭用電気機械器具小売業
その他小売業	医療品小売業、化粧品小売業、種苗子小売業、 肥料、書籍、飼料小売業、雑誌小売業、 新聞小売業、紙、文房具小売業、玩具、写真機、 娯楽用品小売業、その他中古品小売業、時計、 メガネ、たばこ、植木小売業、写真材料小売業、花
理容業	理容業、美容業
その他の個人サービス業	一般写真業、物品預り業、修繕業、 各種商品賃貸業、食料品等日常雑貨品宅配業
医療業	療術業
専門サービス業	学習塾、音楽教室
その他	個別協議による業種

※風俗営業、青少年の健全育成に悪影響を与えるおそれのある業種、建築基準法第48条に規定する用途地域内の制限に反する業種、営業上危険若しくは衛生上有害なもの又は騒音を発する等他人に迷惑をかける業種、住宅環境を損なうおそれのある業種、倉庫業（倉庫として利用する行為を含む。）等については、 申込みの対象外です。

お問合わせ・郵送先
〒900-8585　那覇市泉崎1丁目1番1号
那覇市役所　まちなみ共創部　市営住宅課
市営住宅等指定管理者　（株）レキオス
TEL：０９８－９５１－３２４２